

【中村委員長】 日本共産党の高久委員より、本日は宮応議員が代理として出席する旨の連絡があったので報告する。

1 協議事項について

【中村委員長】 (1) 議長からの諮問事項について、(2) 各会派から提出された協議事項について、以上2点を一括して事務局より説明を求める。

【議事担当係長】 本委員会として最初に協議をお願いする項目は(1) 議長からの諮問事項であるが、今後の協議の円滑で効率的な運営等を考慮し、まずは、前回各会派にお願いした(2) 各会派から提出された協議事項についてのAからCの分類について、資料1を基に協議をお願いするものである。

【中村委員長】 前回、全ての会派が合意できそうなものをA、協議次第できそうなものをB、無理そうなものをCと分類するようお願いした。しかし、合意できるという観点ではなく、会派として希望が強いものをAと評価しているようにも見受けられる。確認の意味も含めて、資料1の通し番号1番から85番まで、一括で事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 資料1をご覧いただきたい。委員長からのご指示に基づき、1番から85番まで、通しで一括してご説明する。

議事担当係長が資料1、(2)、表中の提案内容を1から85まで読み上げ

説明は以上である。また、記載について、表の順番は上からオールAが5件、次にAの数が多い順に並べていき、一番最後がオールC1件となっている。なお、類似の提案もあるが、内容が完全に一致している訳ではないことから、この段階ではあえて一本化せず、A～Cの評価順にならべている。

【中村委員長】 提案内容は事務局から説明させたとおりであり、それぞれのAからCの評価は表に記載のとおりである。内容に関する質問や確認事項はあるか。

【宮応委員】 日本共産党は自身の会派が合意できるものをA評価としたが、自民党・新政クラブは、自身の会派では行いたいがおそらく合意できないであろう提案にCをつけているのか。

【青木委員】 そのとおりである。

【宮応委員】 評価方法を確認したい。

【議事担当係長】 委員長からもご説明があったとおり、これは、自身の会派で実施したいかの評価ではなく、全ての会派が合意できそうなものをA、協議次第できそうなものをB、無理そうなものをCと分類するようお願いしたものである。

【大波委員】 虹の会の今回の評価は、絶対にこれでなければならないものではなく、協議次第で変更するものであると理解いただきたい。

【山崎委員】 評価するに当たって、提案の趣旨がわからないものがあり、そのような提案をB評価としている。また、現在C評価としていても、協議により合意できるものもあると考える。協議の中で、現在の提案と関連する内容で、提案内容を追加することは可能か。

【議事担当係長】 前回の議会改革実行委員会で同様の問い合わせの際、委員長から、関連するものについては一緒に協議する可能性もあるが、関連のないものについては、協議する順番が決定しているため、最後の方に回していただくというお答えがあった。

【大波委員】 虹の会では、会派としては行いたい、予算等も考慮しなければならないものについては、その点も踏まえて評価している。

【小田委員】 1 ページ目の予算・決算資料の早期配付などは、議会に対するものではあるが、執行部側の対応が必要である。そのような提案についてはどのような手段があるのか。

【事務局次長】 執行部側がかかわることについては、執行部側との調整が必要になる。例えば、議会招集日1週間前の議会運営委員会で配付する議案書などは、ある程度配付日が担保されている。一方、施政方針演説の原稿などは、議会への配付時期は任意で、県内でも千差万別である。そうした任意のものは、執行部側に議員側の要望を伝え、調整を進めていただく必要があると思う。

【中村委員長】 Aが多い提案の中に、議会改革実行委員会で合意できても、即座に実行できるとは限らないものがある。議会改革実行委員会で合意して、すぐに実行できるかという点も踏まえて、今後の協議の順番を提案させていただきたい。

【宮応委員】 議会事務局への法制担当職員の配置も、人を配置するのは市長の権限であるため、同じような問題があるということか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【山田副委員長】 明るいみらい大和の提案、資料1の通番58は、無回答になっているが、取り消されたと思う。

【赤嶺委員】 議会改革検討協議会は現在の議会改革実行委員会であり、議会改革実行委員会には要項で傍聴可能であるため、取り消した。

【中村委員長】 58は取り消しでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 本件については以上のとおりでよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 他に何かあるか。

【山田副委員長】 10月の議会運営委員会の視察では、視察事項が全て議会改革に関することであったため、議会運営委員会の委員でない議会改革実行

委員会の委員とその情報を共有できればと思う。事務局にまとめさせた資料があるが配付してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 事務局に資料を配付させる。

資 料 配 付

【中村委員長】 次回以降の協議内容にかかわる点もあるかもしれないので、参考にさせていただきたい。お読みいただき、ご不明な点があれば問い合わせさせていただきたい。

【議事担当係長】 配付した資料は常任委員会、議会運営委員会等が視察を行った後、各委員長が議長に報告をする報告書そのものであり、後日各会派に配付するものと同様のものである。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和から提案した内容の一部関連し、合意が得られれば、追加提案をしたい。議会運営委員会の視察先の2市が議会BCP（業務継続計画）を既に策定しており、他議会を視察した際も、取り組みを進めている議会が多かった点を踏まえ、大和市議会としても、災害時の業務継続計画の策定を進めていく必要があると考え、追加提案をしたい。

【小田委員】 その場合、進め方としては、他の提案と同じ扱いとなり、各会派で持ち帰り、A、B、Cの評価を行い、表に追加することを望むという理解でよいか。

【赤嶺委員】 その点についてもこの場で協議が必要と考えるが、そのような方法でも構わない。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの提案内容としては、どのように記載したらよいか。

【赤嶺委員】 「議会BCPの策定」と記載していただきたい。

【事務局次長】 BCPの後に括弧書きで業務継続計画を入れてはいかがか。

【赤嶺委員】 それでよい。

【宮応委員】 災害が起こった際、議会事務局職員が市長部局に入るため、議員への情報提供等が止まってしまう。提案のBCPはそういった点も踏まえたものか。また、BCPについて、資料1の通番53の明るいまらい大和の防災計画の実施に含めて考えることはできないか。

【赤嶺委員】 1点目については、議員が議会で定められている議決等の基本的な業務を行うにあたって必要なことであれば、それに対して事前に定めておかなければならない可能性はある。2点目については、防災訓練を行う際に策定されているBCPにあわせて訓練を行っていくという流れはあると思う。

【大波委員】 協議の中でも新しい提案は出てくると思うが、協議内容が膨

大になるため、まずは現在出ている提案から進めるべきであると考えてる。

【鳥淵委員】 赤嶺委員の言われた趣旨の内容を公明党の提案に追加しようとも考えたが、前回、まず現在の提案を協議していくという話があり、公明党は通番53の提案にB評価を付け、協議の中でそうしたことも検討していきたいと考えていた。先送りしてよい内容ではないが、大波委員が言われたように、新しい提案として追加すると、今後他会派からも同様に提案が出てくることが考えられる。通番53の中で協議をしていくということではいかか。

【中村委員長】 議会改革実行委員会は全会一致で進めており、提案を追加することについて全会一致とはならなかったため、この提案は重要であるが、資料1に記載した通番53の中で議論をするか、項目が終了した後協議をするということとし、新しい提案としての追加はしないこととしてよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 全会派Aであっても、執行部側の協力が必要なものなどがある。今年度の本委員会は残り4回程度であり、この委員会が実行委員会であることから、委員長としては、少ない開催回数の中でも一定の成果を出したいと考えている。このことから、協議事項の順番については、この表も参考にしながら、まずは合意できて実現性の高そうなものを選定することとしたいと考えており、その選定は委員長から提案させていただきたいと思うがいかかか。

全 員 了 承

【中村委員長】 (2)について、合意したので、(1)に戻り、議長からの諮問事項についてを議題にしたい。事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 議長からの諮問事項は1項目で、副議長及び議会選出監査委員の任期についてである。現在は申し合わせにより2年となっている。本件について協議をお願いするものである。

【宮応委員】 地方自治法で議長の任期は4年であるが、慣例では1年であった。それを2年とすることが代表者会で合意され、副議長、監査委員もあわせて2年となった。今回、議長が諮問事項として、副議長、監査委員の任期を1年とする提案をする理由は何か。

【事務局次長】 1年としてほしいという提案ではなく、任期を検討してほしいという議長からの諮問である。さまざまな理由があると考えてるが、4年の任期の中で、副議長、監査委員という役職の経験を積む方が2名に限られることについて、このままでよいかという意識を持っている点は承知している。

【中村委員長】 慣例で副議長、監査委員は一般質問をしていない。4年の任期の中で副議長、監査委員となれば4年間、いずれかであっても2年間は

一般質問ができないという点もあるかもしれない。

【山崎委員】 議長、副議長が一般質問できないというのは決まり事なのか。

【議事担当係長】 議長は議会を運営しなければならないため、議会運営に専念する必要がある。副議長、監査委員は他の市議会ではさまざまなケースがあるが、本市議会では、副議長は議長に事故がある際にその職を代わりに務める必要があり、本会議運営中に議長に何かあった際、副議長にその職を滞りなく行っていただくために、副議長が一般質問を行っていないという経緯がある。

【山崎委員】 監査委員についてはどうか。

【議事担当係長】 監査委員は、市の一般事務について日常的に深く知り得る立場にあり、監査委員という職の中で市政について正すという意味で、本市議会においては一般質問を行っていない。

【小田委員】 それは申し合わせか、規則等があるのか。

【議事担当係長】 一般質問ができない、自粛するといったことを明文化するものはなく、明文化されているのは、副議長は議長が事故あるときにその職を務めるという点のみである。

【小田委員】 運用上の慣習の問題ということか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【宮応委員】 監査委員は10年ほど前までは一般質問を行っていた。監査で知り得た内容での一般質問はルール違反であるが、その点を守れば監査委員も一般質問を行ってもよいと思う。また、副議長も一般質問を行ってもよいと思う。座間市は副議長が一般質問をする場合は1番最後とし、次の議員の時間の繰り上がりなどがないように行っていたと思う。議長は全ての責任を負うため一般質問は行わないが、副議長、監査委員は行ってもよいと思う。

【山崎委員】 この場でそうした検討も可能ということか、慣例であるためできないのか。

【中村委員長】 議長からの諮問ということで、おそらく議長に対して副議長、監査委員の任期を1年とすべきではないかという意見が議員から出されているのではないかと思う。各会派からの協議事項にも同じような内容が挙がっている。明るいまらい大和から出ている通番44、副議長・監査委員の申し合わせ任期変更はどのような意味か。

【赤嶺委員】 議長になる方は副議長を経験された方が、より職務に精通され、ふさわしいと考えた場合、副議長の任期が2年では、議長のなり手が極端に減ってしまうという現状がある。副議長の任期を1年とし、副議長の経験者を任期4年間で2名から4名に増やすことで、議長選出の幅も広がるのではないかというところからの提案である。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの提案は副議長、監査委員の任期を2年から1年に戻すということによいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 自民党・新政クラブの通番60は、議長の任期は2年、副議

長と監査委員は1年とし、副議長、監査委員は一般質問ができるようにする
である。類型としては、1、現状の2年の任期で一般質問はしない、2、現
状の2年の任期で一般質問できる、3、現状の1年の任期で一般質問はしな
い、4、現状の1年の任期で一般質問できる、になると思う。

【大波委員】 自民党・新政クラブの通番60の提案理由は何か。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの提案理由とも重なるが、副議長は
大勢が経験した方がよいのではないかと、監査委員は、より多くの人目が市
政に向いていた方がよいのではないかとという理由である。議長に関しては、
議会運営でまとまったことができない、対外的にも毎年議長が変わっては協
力連携が難しいため、2年となったのではないかと思う。副議長については
そういったことはないと思う。

【鳥淵委員】 そもそも任期が1年で責務を果たせるのかという視点も考慮
すべきではないか。

【宮応委員】 副議長、監査委員をいろいろな人が経験した方がよいという
のであれば、議員経験が長くても1度も経験したことがない人もいるので、
希望者には機会を均等に、全員が経験することも必要ではないかと思う。

【事務局次長】 冒頭に宮応委員から発言があった、法的には任期が4年、
議員の任期と同じという点も踏まえなければならないと思う。現在の代表者
会の決定は正副議長、監査委員の任期については平成24年度から2年とする
ということで終わっている。法的に4年可能であることが2年で変わらなけ
ればならないという意味に取ることができる。代表者会の決定は年月の流れ
に耐える内容でなければならないので、代表者会決定の文言に再任は妨げな
いなどという文言を入れる必要があるかと思う。例えば大和市は来年度県の
議長会の会長を引き受けようとしており、今年度とのかかわり、正副議長へ
の期待も大きい。監査委員も同様で、年度によっては2年連続した方がよい
可能性もある。法的に可能である点を妨げない文言の工夫が必要であると思
う。

【宮応委員】 1年とするとしていたとき、再任は妨げないという文言はあ
ったのか、辞職をし、再度選出されたのか。

【事務局次長】 辞職をせずに2年続けたいという議員もいたと聞いている。
1年交代をしていた際の文言としては、正副議長及び、監査委員の任期は1
年限りとし、期限が到来したときは必ず辞職願を提出すること。ただし、再
任は妨げないものとするという形で、事実上2年間続けることが可能となる
ように書いてある。

【宮応委員】 平成24年度、任期を2年にした際は、事務局から同様のアド
バイスはなかったのか。

【事務局次長】 事実上、記載が落ちているため、なかったと考える。今回
の検討をきっかけに、年月が経っても解釈可能なように検討し、代表者会等
に提案したい。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの通番44に対しては各会派がA又は

B、自民党・新政クラブの通番 60 に対しては、虹の会以外の各会派 A 又は B ということである。44 と 60 の違いは一般質問できるか否かではないかと思う。一般質問をするかについてはさまざまな意見があるとして、任期を変更し、1 年に戻すという点についてはいかがか。

【大波委員】 3 年程度前に変更したばかりで、また戻すというのはいかがなものか。

【赤嶺委員】 変更して課題が出たため、提案している。状況、課題に応じて変更していくということである。

【小田委員】 3 年前の詳細な事情はわからないが、3 年前に変更したばかりというのとは反対理由にはならないのではないかと思う。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの通番 44 は各会派まとまるのではないかという評価であると思う。可能であれば、副議長、監査委員については任期を 1 年にする。一般質問できるかについては改めて会派に持ち帰って検討ということではいかがか。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブの通番 60 に一般質問の件が入っているので、会派の結論はできているのではないか。

【小田委員】 議長の諮問事項は表の他の提案と離して考えているということか。

【中村委員長】 議長から任期についてを考えてほしいということで、今回は、1 年とするなどという結論を出せばよいのか。

【事務局次長】 諮問事項としては任期についてを考えてほしいということである。

【中村委員長】 任期については 1 年とするということではいかがか。

【小田委員】 自民党・新政クラブとしてはよい。

【鳥淵委員】 再任を妨げないという文言を入れていただければよい。

【事務局次長】 代表者会で代表者決定をする際は、再任について文言をよく考慮して提出したい。

【宮応委員】 日本共産党はそもそも他会派の事を考えず、会派として B という評価である。他会派はいかがか。

【大波委員】 合意ができればよい。

【山崎委員】 よい。

【赤嶺委員】 任期を変えることには賛成だが、1 年のままであれば、一般質問をできるように変更する必要はないという意見である。

【小田委員】 委員長が先ほど出された 4 類型では、任期は 1 年とするが、一般質問はしないということか。

【赤嶺委員】 これも行ってみる可能性はあると考えるため、意見の変更の可能性は否定しない。

【宮応委員】 議長からの諮問事項は任期どのようにするかであるため、今回はその結論を出し、一般質問については自民党・新政クラブの通番 60 で検討すればよいのではないか。

【中村委員長】 明るいまらい大和からの通番 44 と自民党・新政クラブの通番 60 の違いは、一般質問できるか否かである。C 評価は自民党・新政クラブの通番 60 で一会派のみであるため、今回は、一般質問できるか否かを考慮しなければ合意に至るのではないかと思い、参考に申し上げた。今回、明るいまらい大和からの通番 44 と自民党・新政クラブの通番 60 を個別に議論するというわけではない。議長の諮問事項は副議長、監査委員の任期についてであり、副議長、監査委員の任期を 1 年にすることについて、自民党・新政クラブはよい、公明党は、再任を妨げないことを明記すればよい、明るいまらい大和は、一般質問の問題を切り離し、任期について 1 年にすることについてはよい、神奈川ネットワーク運動はよい、虹の会はよい、日本共産党は他会派がよいならよいという意見である。

【宮応委員】 日本共産党は現在再考している。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は、副議長、監査委員の任期を 1 年にするのであれば、一般質問をしないということが要望である。任期と一般質問をするか否かをセットで会派の結論を出している。任期が 2 年であれば一般質問の必要性は高まると思う。計 8 回一般質問できないことについて、議員としてどうかは考えていかなければならない。1 年であれば、さまざまな選択肢もあるため、副議長、監査委員が自ら一般質問する必要性は高くないと考える。

【宮応委員】 日本共産党は他会派がよいなら賛同する。

【中村委員長】 副議長、監査委員の任期については、1 年、ただし、再任を妨げない規定とすると、議会改革実行委員会として代表者会に申し送るということによいか。

【山田副委員長】 赤嶺委員はそれでよいのか。

【赤嶺委員】 公明党の再任を妨げないという意見を採用するのであれば、明るいまらい大和の意見も採用していただかないといけないのではないか。これで合意ということであれば、今後議論することとなる。副議長、監査委員が一般質問できるという提案に対しては反対することになる。

【小田委員】 今決定したいのは、質問できるか否かではなく、任期を 1 年とすることである。その点について問題はないのか。

【鳥淵委員】 任期に問題はないが、一般質問できるという提案には反対するということではないか。

【中村委員長】 一般質問できるか否かに関しては、明るいまらい大和からの通番 44 と自民党・新政クラブの通番 60 について協議する際に考えることとしたい。今回は「副議長、監査委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げないこととする」ことを結論としたいが、よいか。

全 員 了 承

【事務局次長】 合意となったため、決定機関である代表者会に報告をし、

協議、決定していただくことになる。ただし、その時期については、本日の会議録、報告書の作成後になる。必ずしも今度の12月定例会本会議初日の一週間前の代表者会ではなく、時期については委員長、副委員長と調整の上、相談させていただきたい。

1 その他

【中村委員長】 今後の開催日程について、事務局より説明をさせる。

【議事担当係長】 資料2をご覧ください。今年度の開催候補日について、事前に委員長と相談させていただいたもので、記載の内容で開催をお願いしたいというものである。なお、4月以降、新年度の日程については、現在調整中である。委員長と調整させていただき、次回の12月25日の本委員会で提示したいと考えている。

【中村委員長】 ここで、暫時休憩とする。手帳等をお持ちでない方はお持ちいただきたい。

午後3時04分 休憩

午後3時07分 再開

【大波委員】 2月12日は2時間で終了するか。

【中村委員長】 前回の会議で本委員会は原則最大2時間とすることとしているため、その予定である。今後、都合が悪く、ご本人が出席できない場合、代理を出していただきたい。代理を出すことができない場合は、参加委員に一任いただきたい。今年度はあと4回程度しかない。次回から協議事項に入るが、次回以降は開催案内に協議事項を提示するので、この場で各委員が結論を判断できるよう、あらかじめ各会派内で話し合い、意見をまとめたうえで本委員会に臨んでいただきたい。

【赤嶺委員】 資料1のいくつ目までを今年度協議する予定なのか。

【中村委員長】 資料1を参考にはするが、この順で協議するわけではない。行政側の協力が必要なもの等は後になる可能性がある。実効性の高いものから行うことができるよう、提案していく。

【宮応委員】 次の会議での議題があらかじめ出てくるのか。

【中村委員長】 そのとおりである。次回の案内とともに協議事項を提示する。

【赤嶺委員】 資料1は事務局から各議員に配付するか。

【中村委員長】 その予定はない。他になければ以上で終了する。

午後3時10分 閉会